

令和7年度富士市放課後児童クラブ運営評価委員会評価結果

1 受審事業所

一般社団法人コドモノプラス

2 運営する放課後児童クラブ・事業所情報

(1) 運営する放課後児童クラブ施設名称（小学校区）

放課後児童クラブ名	小学校区	放課後児童クラブ名	小学校区
青葉台児童クラブ	青葉台	吉永第一児童クラブ	吉永第一
はらだ児童クラブ	原田	富士見台児童クラブ	富士見台
よしきた児童クラブ	吉永第二	いまいずみ児童クラブ	今泉
小木の里児童クラブ	富士第二	元吉原児童クラブ	元吉原
須津児童クラブ	須津	ききょうの里児童クラブ	富士南
浮島児童クラブ	東	広見児童クラブ	広見
ふじかわ第一児童クラブ	富士川第一	てんまっ子児童クラブ	天間
松風児童クラブ	鷹岡	松野ハッピー児童クラブ	松野

計 16 小学校区

(2) 事業所情報

代表者氏名：代表理事 尾花 美保	
役員構成（所属・肩書）： ・理事 牧田 桂輔（株式会社田子の月・代表取締役社長） ・理事 増田 憲一郎（株式会社富士ホンダ・代表取締役社長）	
連絡先電話番号： 0545-32-7554	F A X 番号： 0545-32-7555
ホームページアドレス	https://kodomonoplus.jp/
開設年月日	平成 29 年 11 月 7 日
職員数	常勤職員：36 名 非常勤職員：190 名 ※令和 8 年 1 月 1 日時点
専門職員 （重複を含む）	（専門職の名称） （人数）
	放課後児童支援員 126 名
	教員免許（小・中・高） 35 名
	幼稚園教諭 29 名
	保育士 21 名
	保母 5 名

(3) 理念・基本方針

すべての子どもと保護者に幸福を

3 評価結果

(1) 評価の受審状況

評価実施期間	令和7年12月12日(金)・令和7年12月23日(火) 令和8年1月23日(金)
--------	---

(2) 総評

<p>◆特に評価の高い点</p> <ul style="list-style-type: none">法人全体の会計について、クラブ単位の細かい数字までの確に把握できている。公的事業を担う事業者として、責任と役割を果たそうとする姿勢がある。月ごとの育成支援計画が詳細に作成されており、子どもの支援に関する取組内容が適切に定められている。支援員の資質向上に向けた取組に力を入れるとともに、相談、助言等のサポート体制が構築できている。これまでの経験を活かし、円滑な運営ができており、組織として安定している。
<p>◆今後の取り組みが望まれる点</p> <ul style="list-style-type: none">運営年数を重ねても、持続可能で有効的な運営に繋がる予算計画を継続して策定されたい。行動指針の「働きやすい環境」について、具体的な内容を明確化されたい。月ごとに作成している育成支援に関するチェックリストについて、より実行性の高いものにするため、チェックする主体・実行する主体を明確化されたい。支援員が業務に誇りを持ち、自ら周囲に紹介できるような職場の環境づくりを図るなど、支援員の安定的な確保に努められたい。コロナ禍も乗り越えてきている法人であり、引き続き、向上心を失わず事業運営に取り組みられたい。

(3) 評価結果に対する事業所のコメント

<p>この度は、当法人のクラブ運営に関する評価審査を実施いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>今回の評価結果において、会計管理の透明性や育成支援計画の詳細な策定、ならびに支援員のサポート体制について高く評価いただいたことは、職員一同大きな励みとなっております。公的事業を担う社会的責任を再認識し、今後も地域の子どもたちと保護者の皆様に信頼されるクラブ運営に努めてまいります。</p> <p>また、今後の取り組みが望まれる点につきましても、真摯に受け止め、以下の通り改善を図ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none">持続可能な予算計画の策定 中長期的な視点に立ち、運営年数に応じた設備更新や人材配置を考慮した、より実効性の高い予算計画の策定を継続します。職場環境の質の向上に向けた取組の具体化 行動指針にある「働きやすい環境」を言葉だけに留めず、福利厚生や休暇取得、業務フローの見直し、全職員が共有できる形にいたします。チェックリストの運用改善 育成支援のチェックリストについて、「誰が・何を・いつまでに」行うのか、役割と責任の所在を明確に整理し、支援の質の向上に直結する運用へと改善します。
--

- **支援員の確保と誇りを持てる職場づくり**

支援員一人ひとりが専門職としての誇りを感じられるよう、研修の充実や自己研鑽の場を設けるとともに、風通しの良い組織風土を醸成し、魅力ある職場づくりを通じて人材の安定確保に繋げてまいります。

コロナ禍での経験を糧に、現状に満足することなく、子どもたちにとって安全で豊かな放課後の居場所を提供できるよう、向上心を持って事業運営に邁進していく所存です。

(4) 各評価項目の評価結果（別添のとおり）

富士市放課後児童クラブ運営評価シート

受審事業所
一般社団法人 コドモノプラス

<評価の判断基準> A：できている B：概ねできている、一部できていない C：できていない
--

I 法人の適正

評価項目	評価の着眼点	評価
1 基本理念・目標・基本方針	事業を実施するに当たっての基本理念・目標が定められている。	A
	基本理念に基づき運営業務を実施する上での具体的な基本計画や基本方針がある。	
	事業を実施するに当たっての基本理念・目標・基本方針が職員へ周知されている。	
	基本理念・目標は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用児童や保護者等への周知が図られている。	
2 健全で安定した財務状況の維持	法人の財務状況は健全で安定した運営が可能な財務基盤を有している。	A
	予算管理及び執行に関する具体的な手法についての定めがあり、職務分掌と権限・責任が明確となっている。	
	予算管理及び執行状況について、理事会等で定期的に確認、分析がなされ、戦略的な経営が行われている。	
3 公的事業を担う受託者としての責任と意欲	児童福祉法に基づく公的事業を担う受託者としての責任及び役割を認識し、それらを踏まえた運営を行っている。	A
	支援員等に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	

II 組織の運営管理体制

評価項目	評価の着眼点	評価
4 円滑な運営に必要な組織体制	事務所内に事務専任の職員が常駐し、連絡が取れる体制が整っている。	A
	指揮命令系統の体制が構築されており、機能している。	
	事業責任者及びエリアマネージャーは運営基準に基づき適切に配置されており、業務分担が明確である。	
5 利用料等の管理体制	利用料の請求、受領事務、減免手続き等の管理体制が明確であり、また正確に処理されている。	A
	保護者が利用料金や昼食代の仕組みについて理解できるよう、わかりやすい案内をしている。	
6 苦情相談への体制	利用児童や保護者に対して、意見・苦情を受付ける窓口等を周知している。	A
	利用児童や保護者からの苦情に対する考え方や対応策が明確であり、体制が構築されている。	
	利用児童や保護者からの苦情に対する対応策について職員へ共有が図られている。	
7 不測の事態に対するリスク管理体制	不測の事態が生じた場合に備え、業務遂行のためのバックアップ体制が構築されている。	A
	他ブロックの運営法人が予期せぬ運営不履行となった場合の運営の引継ぎの考え方が明確である。	

Ⅲ 支援員

評価項目		評価の着眼点	評価
8	安定的な支援員の確保への取組	保護者や利用児童に信頼される児童クラブ支援員等を継続的に確保するための仕組み(採用方法等)がある。	A
		支援員等の給与等の処遇の確保、給与体系等が整備されている。	
		支援員等の福利厚生について具体的に整備されており、また運用されている。	
9	支援員の資質向上に向けた取組	支援員に対し、「期待する職員の像」の共有が図られてる。	A
		児童の支援等に係る支援員等の職場内研修を計画的に実施している。	
		クラブミーティングの場等で支援向上のための情報共有が行われている。	
		新任支援員、アルバイト補助員等へ研修の機会が提供されている。	
10	支援員のバックアップ体制	支援員等の勤務状況の把握や支援員等との意思疎通、情報共有の仕組みが整備され、機能している。	A
		エリアマネージャーなどを通して支援員からの相談を把握する仕組みが構築されていて、本部が課題を共有できている。	
		支援員等への相談、助言及びバックアップ体制が構築されており、機能している。	
		全ての支援員等の指導・評価方法が具体的に確立され、機能している。	

Ⅳ 育成支援等

評価項目		評価の着眼点	評価
11	育成支援の方針	各児童クラブに年間の育成支援計画が整備され、実施後の評価が行われている。	A
		各児童クラブ間の育成支援の良質化・高水準での平準化を図るための考えが明確であり、取組を行っている。	
		各クラブの特色を生かした育成支援が行われており、法人内での横展開が図られている。	
12	発達段階に応じた育成支援への理解	利用児童の発達に応じた支援が実践され、適切な生活の場が提供できている。	A
		障害のある児童の状況や育成支援の内容を記録し、支援員の間で共有している。	
13	子どもの権利の保障	子どもの権利保障の考え方が各児童クラブに周知され、子どもの権利を踏まえた育成支援が実践されている。	A
		利用児童の意見を把握する方法が整備されており、また意見の反映に努めている。	
		支援員及び補助員による子どもの権利の侵害や虐待とみなされる行為の防止について研修等を実施し、支援員及び補助員間で共有している。	

14	学校や保護者との情報共有	特別な配慮を必要とする児童への支援に当たり、学校や保護者との情報共有や連携が図られている。	A
		保護者との連絡調整の仕組みが整備され機能している。	
		利用児童の生活の連続性を保障するため、学校等との情報交換や情報共有を日常的に図っている。	
		利用児童に変化や問題が生じた際には、学校及び関係機関と連絡調整ができる体制を構築し、機能している。	
15	保護者組織や地域との連携	保護者や保護者組織との連携及び活動を支援する取組が行われている。	A
		地域との連携について、関係性を確立するための取組が行われている。	
		地域に対して放課後児童クラブの存在意義や役割を明確にするように努めている。	
16	おやつに対する配慮	利用児童のニーズに合ったおやつを提供している。	A
		おやつの提供内容が事前に利用児童及び保護者に伝わっている。	
		食物アレルギーのある利用児童に対し、対応方針を定めた上で、おやつを提供している。	
17	いじめ、虐待、体罰に対する取組	児童クラブでのいじめ、体罰について把握・解決する仕組みが整備され、問題が起きたときには適切に対応ができています。	A
		児童虐待を発見した後の市等への通告の手順や、緊急性があると思われる場合の対応と手順について定められており、支援員等に周知している。	

V 安全・危機管理体制

評価項目		評価の着眼点	評価
18	個人情報保護に関する取組	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定され、支援員等に周知が図られている。	A
		個人情報や職務上知りえた秘密漏えい防止のため支援員等への意識を向上させる取組を行っている。	
19	児童在所時の安全確保に関する取組	児童の健康管理及び活動中のけが等の事故防止のための安全対策が行われている。	A
		「富士市放課後児童健全育成事業所における事故発生時の対応事務取扱要領」に基づき、児童のけが等の事故発生時の対応が実践されている。	
		熱中症対策、災害対応、防犯(不審者対応等)、感染症対策、怪我・傷病等への応急処置、食物アレルギーに対してマニュアルが整備され、支援員等に周知している。	
		安全計画に基づく各種訓練を実施し、実施した記録を残している。また実施した結果の検証を行っている。	
20	児童登所及び引き渡し時の安全に関する取組	利用児童の登所及び引き渡し時の安全対策についての考えが明確であり徹底されている。	A
		利用児童の利用予定について、把握する仕組みができています。	
		利用児童が保護者からの連絡なく欠席したり来所が遅れた場合に速やかに状況を把握し対応している。	
		利用児童の緊急時の連絡方法について、学校・保護者と連携している。	